

令和5年度前橋市省エネ家電買換え補助金に係るQ & A

- 第1 対象製品について（p1～p2）
- 第2 対象期間について（p3）
- 第3 購入店舗、支払い方法等の条件について（p3～p5）
- 第4 購入者・設置場所の条件について（p6～p7）
- 第5 対象経費について（p7～p8）
- 第6 申請書・添付書類について（p8～p12）

○第1 対象製品について

Q1-1 対象になる製品について、詳しく教えてください。

⇒1製品5万円以上（税込み。設置費工事費等含む。）の「エアコン」、「冷蔵庫（冷凍庫を含む）」の2種類です。

購入の際は、省エネ効果が高い機種を選んでいただくことを推奨しています。補助金の申請には省エネ性能の条件は設けていませんが、下記性能を目安としてください。

○エアコン 省エネ基準達成率107%以上（目標年度2010年度）

○冷蔵庫 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度）

店舗やカタログで「省エネに関する表示」をしている場合がありますので、ご確認ください。

また、資源エネルギー庁のホームページも参考にしてください。

<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q1-2 対象製品のうち、同じ種類の製品を2製品購入した場合、2製品とも対象になりますか。

⇒同一種類であっても、2製品までは対象となります。

なお、申請書は1製品ごとに1通ずつ（計2通）作成してください。

ただし、2製品の総額が10万円以上であっても、1製品5万円未満（税込み。設置費工事費等含む。）の製品がある場合は1台分のみ対象となります。

Q1-3 対象製品を3製品購入した場合、どれが対象になりますか。

⇒購入した3製品のうち、2製品までが対象となりますが、1製品当たり税込み5万円以上（税込み。設置費工事費等含む。）であれば、どれを対象とするかは、申請者をご判断ください。

Q1-4 エアコンや冷蔵庫を買い換える際に、能力や容量が従来より上の機種に買い換えても対象になりますか。

⇒買換え前後の能力や容量などには制限はありませんが、できるだけ省エネ性能の高い機種への買換えをご検討ください。

Q1-5 エアコンのうち、1台の室外機で複数台の室内機を運転する「マルチエアコン」からの買換えや、「マルチエアコン」への買換えは対象となりますか。

⇒古い製品や購入する製品が業務用ではなく、家電リサイクル法の対象となる家庭用の製品であることが条件となります。

なお、古い製品のリサイクル引取時に交付されるリサイクル券が1枚の場合は、1台分のみ申請可能です。

古い製品のリサイクル券が2枚交付された場合で、購入した製品が2製品以上と認められるときは2台分申請することができます。この場合、2製品とも5万円以上（税込み。設置工事費等含む。）であることが条件となります。

このため、総額が10万円以上（税込み。設置工事費等含む。）であっても、1製品5万円未満（税込み。設置工事費等含む。）については対象外です。

Q1-6 冷蔵庫のうち、持ち運びができるポータブル冷蔵庫への買換えは対象となりますか。

⇒古い製品や購入する製品が業務用ではなく、家電リサイクル法の対象となる家庭用の製品であることが条件となります。

なお、新しく買い換える冷蔵庫の形態は問いませんが、家庭において日常的に使用することが条件となります。

このため、アウトドア専用など、日常的に家庭で使用しない場合は対象外です。

○第2 対象期間について

Q2-1 対象となる期間について詳しく教えてください。

⇒令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に「購入し、設置すること」が条件となります。

なお、「購入し、設置した日」とは、リサイクル品の同時引き取りの場合、注文した新しい製品がお客様に引き渡された日を指します。

したがって、令和5年3月31日以前に注文していても、対象製品の引渡し令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間であれば対象となります。ただし、対象期間にかかわらず、申請額が予算額に達した場合は受付終了となりますので、ご了承ください。

Q2-2 あらかじめ古い冷蔵庫を自ら家電リサイクル引き取り場所に持ち込み、新たに冷蔵庫を購入した場合、対象製品の「引渡し日」とはいつと判断されますか。

⇒購入した冷蔵庫の保証書の「保証開始日」、家電リサイクル券の「排出日」のいずれか遅い方の日とします。ただし、これらの日付のいずれかが対象期間外の場合は、申請できません。

例：令和5年3月20日に冷蔵庫をリサイクルとして引き渡し、新しい製品を同年4月1日に購入した場合⇒対象外

Q2-3 対象期間外にクレジットカードで購入しましたが、クレジットカードの引き落とし日が対象期間の場合は、申請できますか。

⇒クレジットカードの引き落とし日に関係なく、注文した新しい製品を設置した日が対象期間外の場合は申請できません。

○第3 購入店舗、支払い方法等の条件について

Q3-1 購入する店舗の条件について、詳しく教えてください。

⇒購入する製品が未使用の新品であれば、購入する店舗は問いませんが、できるだけ、前橋市内に所在する家電販売店で購入することをご検討ください。

Q3-2 インターネットショップで購入した場合は対象になりますか。

⇒古い製品を家電リサイクルで引き渡すことが条件となりますが、購入店舗は問いません。

Q3-3 リサイクルショップで購入した製品は対象となりますか。

⇒購入した製品が中古品の場合は対象外です。

Q3-4 アウトレット専門店で購入した製品は対象となりますか。

⇒中古品は対象外ですが、新品・未使用品であれば対象となります。

Q3-5 対象製品を店舗で購入し、買い換えた古い製品をリサイクルショップやオークション等で売った場合は対象になりますか。

⇒購入者が処理代金を支払って家電リサイクル等で引き渡すことが条件となります。これ以外の場合は対象外です。

Q3-6 対象商品を店舗で購入し、買い換えた古い製品を家電リサイクルで引き渡さずに、無料で他人に引き渡した場合は対象となりますか。

⇒購入者が処理代金を支払って家電リサイクル等で引き渡すことが条件となります。これ以外の場合は対象外です。

Q3-7 対象製品の購入の際に、現金以外の次の支払い方法でも問題ありませんか。

- (1) クレジットカード
- (2) キャッシュレス決済（〇△ペイなど）
- (3) 商品券
- (4) ギフトカード

⇒いずれの支払い方法でも申請可能ですが、Q3-8、Q3-9のように、店舗の領収書の領収額が5万円未満となる場合は対象外となるので、注意してください。

Q3-8 対象製品の購入の際に、店舗独自のポイントや割引クーポンを利用した場合でも問題ありませんか。

⇒店舗独自のポイントや割引クーポンなどを利用した場合は、店舗の領収書の領収額で判断します。領収額が5万円以上の場合は申請可能です。

(例1) 7万円の冷蔵庫を購入し、3万円を店舗独自のポイントで支払った場合
⇒領収書の領収額が5万円未満となる場合は対象外です。

(例2) 5万円の冷蔵庫を購入する際、1万円のクーポン割引を用い、4万円を支払った場合
⇒領収書の領収額が5万円未満となる場合は対象外です。

(例3) 8万円の冷蔵庫を購入する際、1万円を店舗独自のポイントで支払い、1万円のクーポン割引を用いた場合
⇒店舗独自のポイントを使用したり、割引を受けても領収書の領収額が5万円以上の場合は申請可能です。

(例4) 5万円の冷蔵庫を購入する際、店舗から、次回来店時に使える500円クーポンを受け取った場合
⇒領収書の領収額に反映されないクーポンの受取については、影響ありません。

(例5) 5万円の冷蔵庫を購入する際、500円相当のポイントを受け取った場合
⇒領収書の領収額に反映されないポイントの受取については、影響ありません。

Q3-9 O×ペイを利用して対象製品を購入する際に、チャージの方法には制限はありますか。

⇒チャージ方法として、現金チャージ、クレジットカードからのチャージ、ポイントチャージなどいくつかの方法がありますが、いずれの方法でも、あくまでも製品購入時に店舗から発行された領収書(レシート)に記載された領収額(税込み5万円以上)によって、対象か否かを判断します。

○第4 購入者・設置場所等の条件について

Q4-1 法人名義で購入し、個人で使用する製品も対象になりますか。

⇒法人からの申請はできません。

Q4-2 店舗兼併用住宅に設置した場合は、対象になりますか。

⇒個人の申請であって、購入する製品が業務用ではなく、家電リサイクル法の対象となる家庭用の製品であれば対象となります。法人からの申請や、家電リサイクル法の対象とならない業務用の製品は対象となりません。

Q4-3 事業所の冷蔵庫を買い換えた場合は対象になりますか。

⇒店舗兼併用住宅など、申請者の住所と事業所が同一の建物で、かつ、個人の申請であれば対象となりますが、設置場所が申請者の住所と異なっていたり、領収書等の宛名が法人の場合は対象となりません。

Q4-4 2階に設置されていたエアコンを買い換えて、1階に設置したいのですが、対象になりますか。

⇒同じ建屋内に設置されている古い家電を取り外すのであれば、建屋内の設置場所の変更は問題ありません。

Q4-5 家の新築に伴い購入し、従前の住居の製品を家電リサイクルで排出した場合も対象になりますか。

⇒「買換え」のみ対象ですので、製品の設置場所と家電リサイクルで引き渡した製品の設置場所が異なる場合は対象になりません。

Q4-6 市内に住む高齢の親に代わって、子がエアコンを購入し、親が住む住宅のエアコンを入れ換えた場合は対象となりますか。

⇒設置場所と申請者の住所がどちらも前橋市内にあることが必須条件で、購入者（申請者）の住所と設置場所が異なる場合は、原則として対象となりませんが、このような特殊な事情がある場合にはコールセンターにご相談ください。

Q4-7 妻の名義で冷蔵庫を購入し、設置しましたが夫の名義で補助金の申請ができますか。

⇒同一世帯であれば申請は可能ですが、補助金の振込口座は、申請者と同一名義の口座に限ります。また、1世帯2製品までとなりますので、ご注意ください。

Q4-8 アパートを経営していますが、空室のエアコンを買い換える場合は補助金の申請はできますか。

⇒自ら居住する住居以外に設置する場合は対象外です。

Q4-9 令和4年度省エネ家電補助金の交付を受けましたが、今年度の対象期間内にエアコンを買い換えた場合は補助金の申請はできますか。

⇒申請可能です。

○第5 対象経費について

Q5-1 対象経費に含まれるものは何ですか。

⇒本体価格、製品運搬料、設置工事費等です

Q5-2 設置工事費、部品代、電気工事費はすべて対象になりますか。

⇒設置の際、必要となった工事費等は対象となりますが、リサイクル料金等や対象製品自体の買換えとは別にかかる費用は対象になりません。

※対象となる費用の例

- ・対象製品の設置工事費・運搬費（階上げ料金含む。）
- ・エアコンの配管パイプ、化粧カバー
- ・エアコンの専用回路の電気工事費
- ・古い製品の取り外し工事費

※対象とならない費用の例

- ・家電リサイクル料金、引取料、リサイクル品運搬費
- ・冷蔵庫の床の傷つき防止材やエアコン室外機の日除けなど、設置の要否が任意のもの
- ・空気清浄機、サーキュレータ、扇風機、除湿器等の対象外製品

Q5-3 Q5-2で「対象となる費用」を、設置の際に追加で支払った場合はどうすれば良いですか。

⇒製品の購入代金が5万円以上の場合は、補助金額に影響がないため、追加で払った額は合算する必要はありません。

製品の購入代金が5万円未満で、追加で支払った額を加算することで5万円以上となる場合は、申請書の「購入金額」の欄に合算して記入してください。また、追加分の領収書又はレシートの写しも必ず添付してください。

○第6 申請書・添付書類について

Q6-1 申請書はどこで入手できますか。

⇒市内家電販売店（一部を除く）、市役所1階総合案内隣、2階環境政策課、各支所・市民サービスセンター、前橋プラザ元気21証明サービスコーナー（配布する時間は、各施設の開設時間内に限ります。）

市ホームページからもダウンロードできますが、この場合、市販の封筒を用いて下記宛先にお送りください。（郵送料は申請者負担になります。）

送付先：〒371-8601 前橋市大手町2-12-1
前橋市省エネ家電補助金受付係

Q6-2 2製品を購入した場合は、申請書は2通必要ですか。

⇒製品ごとに2通の申請書を作成してください。

なお、2製品購入し、領収書が1通の場合は、申請書に領収書のコピーをそれぞれ添付してください。

また、領収書だけでは2製品のそれぞれの購入額や設置工事費等の内訳が分からない場合は、販売店舗に市ホームページに掲載している「販売証明書」の発行を依頼してください。

Q6-3 申請書をコピーして用いても良いですか。

⇒申請書のコピーを用いても結構です。なお、できる限り両面コピーでお願いしますが、困難な場合は片面コピーで左上をホチキス止めしてください。

Q6-4 申請書を市ホームページからダウンロードしましたが、片面印刷でも問題ないでしょうか。

⇒できる限り両面印刷でお願いしますが、困難な場合は片面印刷で左上をホチキス止めしてください。

Q6-5 申請書を市ホームページからダウンロードしましたが、モノクロ印刷でも問題ないでしょうか。

⇒モノクロ印刷で問題ありません。

Q6-6 申請書の「申請者」は、購入者以外でも可能でしょうか。

⇒申請者は、購入者（領収書の宛名）又はその同一世帯の方のみ申請可能です。
なお、口座名義人は申請者と必ず同一でなければなりません。

Q6-7 申請書に電話番号は、必ず記載しなければなりませんか。もし記載する場合は自宅と携帯電話のどちらの番号でも良いですか。

⇒補助金交付のため、必要な情報ですので、必ず記入をお願いします。
記入する電話番号は、できるだけ日中連絡がつく番号をお願いします。

Q6-8 エアコンを購入しましたが、申請書の「購入額」の欄には何を記載すれば良いですか。

⇒原則として、本体の購入額及び設置工事費の合計額を記入してください。ただし、本体の購入額が値引き等を適用しても5万円以上となることが明確な場合には、本体の購入額を記入しても可とします。

Q6-9 添付書類の領収書（レシート）には何が記載されていれば、良いのですか。

⇒単品で購入した場合、領収書（レシート）は、販売店名（店名）、購入（注文）日と金額が記載されていれば有効です。

⇒複数品を購入した場合は、製品ごとの明細が分かる必要があります。

Q6-10 補助対象以外の商品と同時に購入し（冷蔵庫と電子レンジなど）、同じ領収書（レシート）に記載されている場合はどうすればよいですか。

⇒対象製品以外の代金が領収書（レシート）に含まれている場合、金額の内訳が分かればそのまま添付いただいて結構ですが、総額のみ記載されている場合は、販売店舗に市ホームページに掲載している「販売証明書」の発行を依頼するなど、個々の製品ごとの金額の内訳が分かるようにしてください。

Q6-11 添付書類の保証書には何が記載されている必要がありますか。

⇒保証書は、メーカー名、製品型番などが記載されていれば有効です。
店舗によっては、メーカー保証書への記載ではなく、保証書と一緒に保管するための書類や、メーカー保証書に代える独自保証書を発行する場合があります。また、製品によっては、取扱説明書と保証書が冊子となって添付されている場合がありますので、ご確認ください。

Q6-12 添付書類の領収書（レシート）のコピーの仕方に注意事項はありますか。

⇒領収書（レシート）をコピーする際は、「合計金額」だけでなく、内訳や値引き等が分かるように、すべて分かるようにコピーをとってください。
ただし、レシートに記載されたクレジットカード会社の名称等は、黒く塗りつぶしていただいてもかまいません。

Q6-13 添付書類の領収書（レシート）に販売店名（店名）が書かれていない場合はどうすれば良いですか。

⇒購入した店舗に、市ホームページに掲載している「販売証明書」の発行を依頼してください。

Q6-14 領収書（レシート）を紛失しましたが、申請できますか。

⇒購入した店舗に、販売店舗に市ホームページ掲載している「販売証明書」の発行を依頼してください。

Q6-15 コピー機がないため、領収書や保証書、リサイクル券は原本を提出しても有効ですか。

⇒必ずコピーして、お送りください。特に保証書は原本が手元にないと製品の保証を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

Q6-16 領収書（レシート）と保証書、リサイクル券のコピー方法に決まりはありますか。

⇒必要書類が全て揃っていて、かつ、記載事項が鮮明に読み取ることができれば、両面印刷でも片面印刷でも、また、インクジェットプリンターによる印刷でも、スマートフォンのカメラ機能で読み取った画像を印刷しても大丈夫です。

Q6-17 リサイクル券（排出者控え）に書いてある排出者と申請者が異なる場合でも、申請できますか。

⇒申請者と排出者が、同一世帯である場合は、問題ありませんが、それ以外の場合はコールセンターにご相談ください。

Q6-18 家電リサイクル券（排出者控え）を紛失しましたが、申請できますか。

⇒コールセンターにご相談ください。

Q6-19 申請書は、郵送で送るより、直接持参した方が早く補助金が振り込まれますか。

⇒公平性の確保のため、必ず郵送でお送りください。

Q6-20 振込先金融機関の通帳のコピーの方法はどうすればよいですか。

⇒金融機関名、支店名、口座名義人（カナ氏名）と口座番号が記載されている部分をコピーしてください。

Q6-21 振込先金融機関の通帳が無い場合はどうすればよいですか。

⇒①金融機関名、②支店名（支店番号）③口座名義人（カナ氏名）と④口座番号が記載されたインターネットのログイン画面のコピーかキャッシュカードのコピーなどを添付してください。

Q6-22 振込先金融機関の通帳の代わりにキャッシュカードのコピーでも良いですか。

⇒キャッシュカードに①金融機関名、②支店名（支店番号）、③口座名義人（カナ氏名）と④口座番号が記載されていて、これらが明瞭に分かるようにコピーされている場合は問題ありません。

**前橋市省エネ家電補助金コールセンター
027-898-1762**